

米原市総合計画策定方針

米原市政策推進部総合政策課

目 次

1．基本的な考え方-----	1
（1）総合計画の定義と役割-----	1
（2）新市まちづくり計画と総合計画-----	2
（3）これからの総合計画に求められるもの-----	3
2．検討の内容-----	4
（1）基本構想-----	4
（2）基本計画-----	5
3．策定体制とスケジュール-----	6
（1）市民組織の設置-----	6
（2）庁内組織の設置-----	7
（3）策定スケジュール-----	7

1. 基本的な考え方

(1) 名称 米原市総合計画

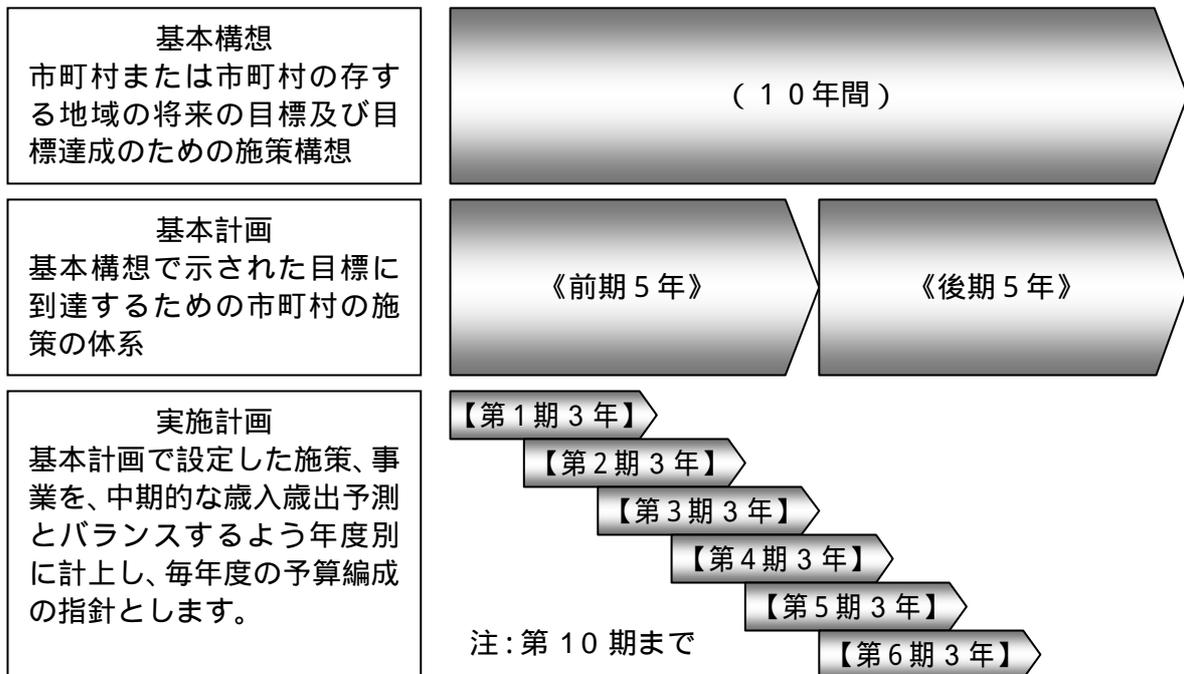
(2) 総合計画の定義と役割

総合計画の定義

1. 市町村が当該地域市民の総意を代表する自治体として、地域市民の総力を結集し、その地域社会の当面している広範な地域課題に対処するための計画です。
2. 地方自治法第2条第4項(市町村の総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない。)に定める計画です。

総合計画の構成

総合計画の構成は、一般的に以下の内容です。



総合計画の役割

総合計画の役割は、以下の3点です。

- 1) 市町村の総合的かつ計画的な行政運営の指針
- 2) 市民等の活動に際しての指針

将来像の実現に必要な市民や企業等の民間団体の活動の方向や協力を求めるべき事項を市民参加等の手続きをへてあらかじめ定めておく。

- 3) 国・県等が地域計画を策定し、事業を行うにあたっての尊重すべき指針

(2) 新市まちづくり計画と総合計画

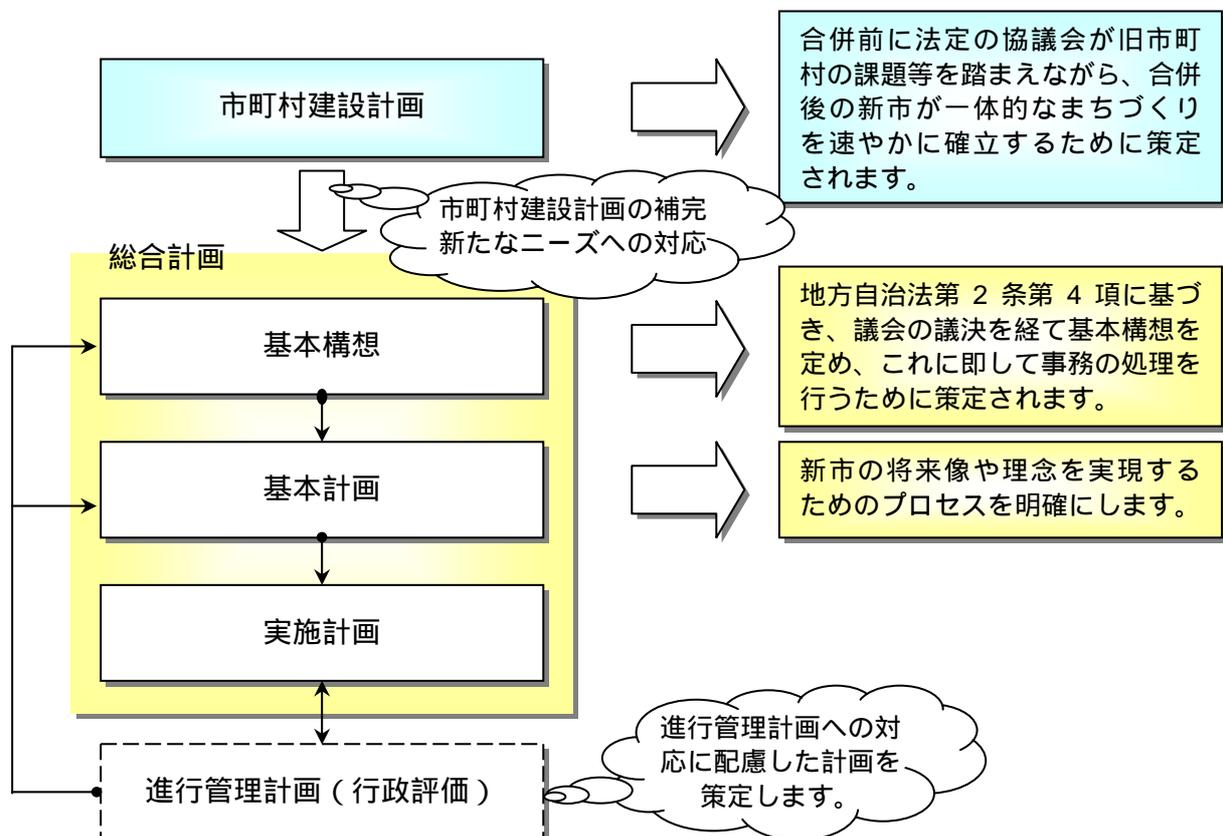
新市まちづくり計画は、合併前に法定の協議会が旧市町村の課題等を踏まえながら、合併後の新市が一体的なまちづくりを速やかに確立するために策定されます。また、財政的には合併特例債などを受ける際の根拠となります。

一方、総合計画は、地方自治法第2条第4項に基づき、議会の議決を経て基本構想を定め、これに即して事務の処理を行うために策定されます。このため、合併市は新市まちづくり計画とは別に地方自治法で定める基本構想を策定しなければなりません。

このため、合併市は合併後、ただちに総合計画の策定にとりかかることとなりますが、法的に策定が義務づけられているという理由だけでなく、合併市のまちづくりの基本方向を示した新市まちづくり計画を補完するとともに、合併後の新たな市民ニーズに対応する計画として重要な位置づけにあるといえます。

具体には、新市まちづくり計画において設定された目標（将来像や理念）をどのように実現していくかという過程を、市民および職員（行政）に明確に伝え、協働でまちづくりを進めることができる計画とします。さらに、実施計画、進行管理計画への展開を見こして基本構想、基本計画の策定を行うことで実効性の高い総合計画とすることが可能です。

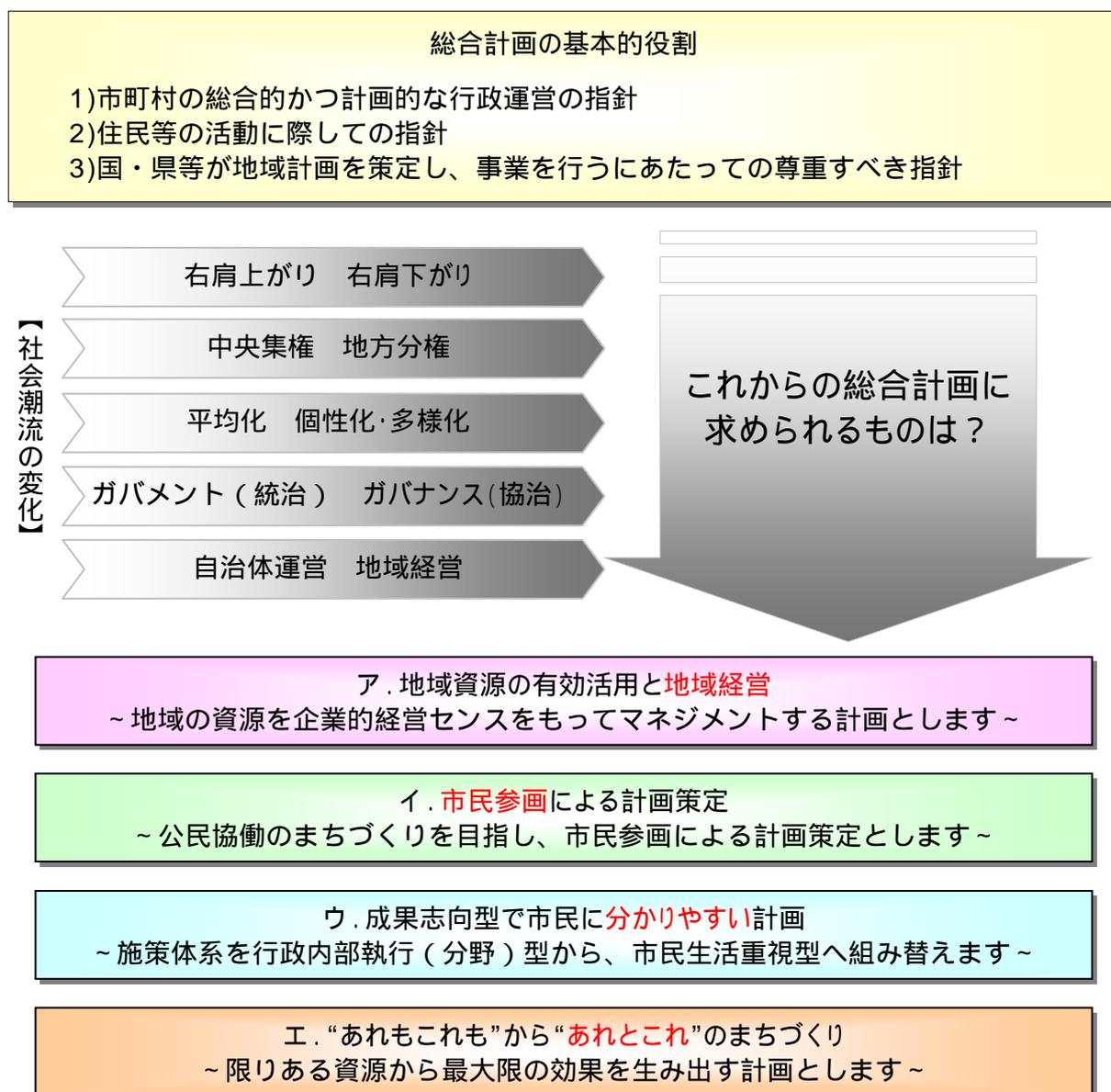
図表 新市まちづくり計画から総合計画等への展開の考え方



(3) これからの総合計画に求められるもの

地方自治（まちづくり）を取り巻く社会潮流の変化を考え合わせると、これからの総合計画には特に次の点が求められます。

図表 これからの総合計画に求められるもの



2. 検討の内容

(1) 基本構想

新市まちづくり計画の将来像、まちづくりの基本方針など計画の根幹的な部分については継承します。

現況など

新市まちづくり計画の現況分析をベースとして必要に応じて追加します。

まちの将来目標

将来像など新市まちづくり計画を継承します。

まちづくりの基本方向（政策立案）

市民の視点に立った計画とするため、建設計画の基本方針をベースとして新市の政策案を検討します。

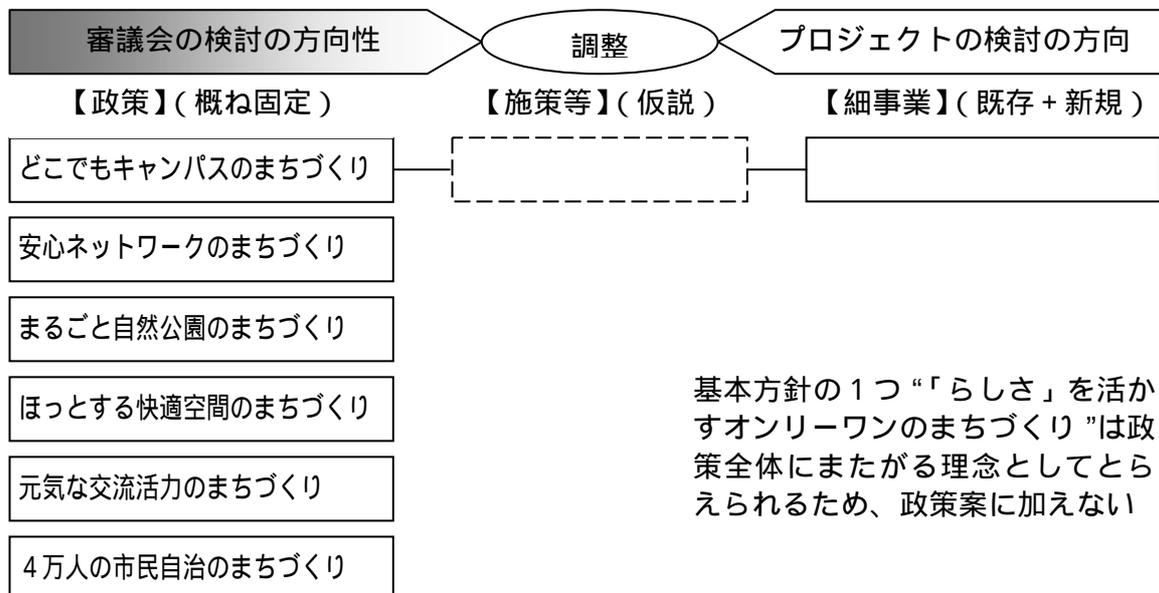
《審議会の検討内容》

○ 政策の検討

新市まちづくり計画“まちづくりの基本方針”の再検討による政策策定など

○ 政策毎の現況と課題

○ 政策毎の将来方向



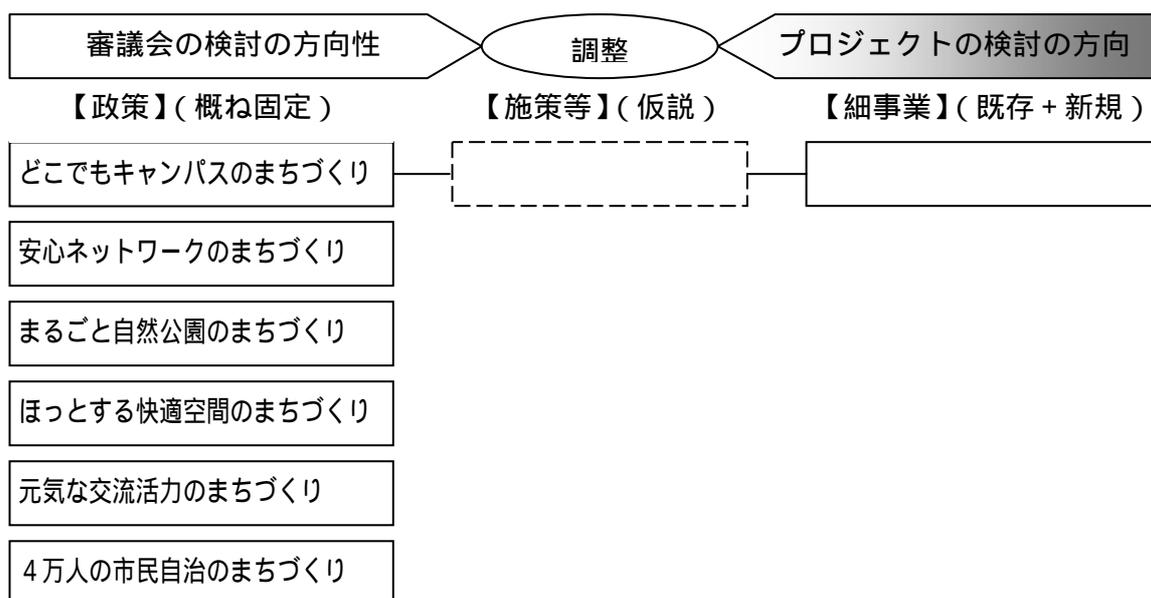
(2)基本計画

基本構想を踏まえ、基本計画を検討、策定します。 施策体系の整理、 体系毎の現状分析と課題の抽出、施策の目標と方向付け、施策の展開などをまとめます。

基本計画素案(たたき台)は、プロジェクトチーム及び策定幹事会で討議・作業し、策定委員会に諮ります。

《施策体系の構築》

- 審議会の提言と整合を取りつつ施策に展開する
- 施策に対し、10年間の事務事業を振り分け、施策と事務事業の整合を図る



《基本計画骨子の作成》

- 施策毎の現況と課題を整理
- 施策の目標、方針を整理

《検討の方法》

- 策定幹事会に政策毎の分科会を設置
- 策定幹事会の全体会議で検討の手順や方法を研修
- 策定幹事会では現況、課題、目標、方針の各要素を抽出、原案を作成

3. 策定体制とスケジュール

(1) 市民組織の設置等

審議会及び計画部会を設置します。

審議会

庁内で作成した総合計画案を審議する審議会を設置します。

< 審議会の構成 >

- 1) 市民：市民代表（公募、各種団体等）
- 2) 専門委員：市の外部からの委員（県関係者、学識経験者）、適宜数名程度

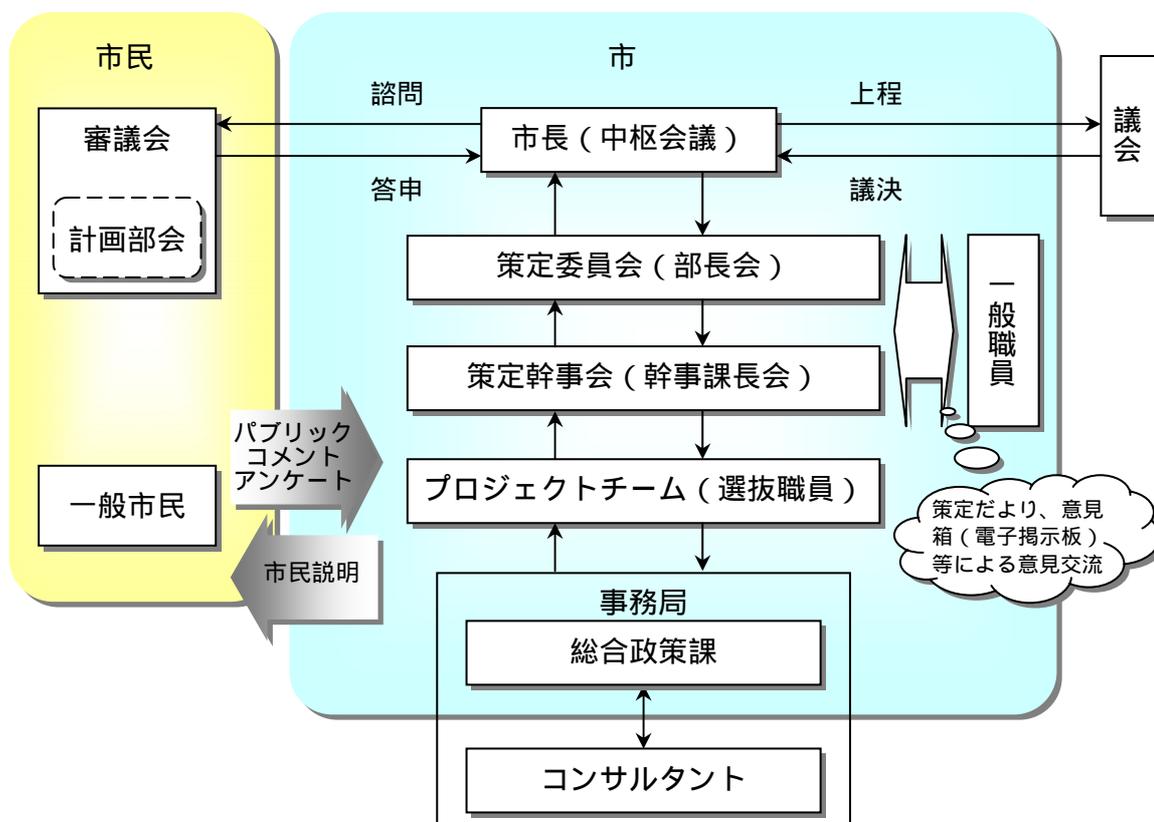
< 計画部会の構成 >

委員は審議会と同じ構成とし、テーマ毎の分会を設けます。

その他

- 市民アンケートを行います。
- パブリックコメント等により、一般市民から意見募集します。

図表 米原市総合計画策定体制



(2) 庁内組織の設置

策定にあたっては、庁内検討組織を設置します。総合計画が米原市の最上位の計画であるという性格から、市行政の「全職員」が持てる能力を最大限発揮して、よりよい総合計画を策定できる体制を整えます。

中枢会議 総合計画素案の承認を行います。

策定委員会 策定委員会は、部長会構成員からなり、策定幹事会などが検討を行う総合計画案について、多面的な立場から点検を行い、市としての方向付けを行います。

策定幹事会 策定幹事会は幹事課長会構成員からなり、プロジェクトチームが作成する計画素案の修正等を行います。

プロジェクトチーム プロジェクトチームは部長が指名する職員からなり、総合計画の策定を担う組織として位置づけます。

事務局 事務局は、総合政策課の職員が担当し、総合計画策定の中心的な職員となり、作業全体の円滑な実施・運営を行います。

その他職員 全職員は、総合計画策定に関わる情報の共有化を図りながら、策定幹事会、プロジェクトチーム構成職員を支えます。

(3) 市民参加・参画

1. 総合計画審議会における公募委員の設置
2. 市民フォーラム
 - 第1回フォーラム 6月25日(日)午後1時30分から ルッチプラザ
 - 第2回フォーラム 未定
3. 総合計画まちづくり懇談会【仮称 まちの将来を語る懇談会】 (資料・2)
 - まちかど座談会(自治会中心)
 - 1) ゾーン別地域懇談会 (4ゾーン単位)
 - 特定課題別懇談会
 - 1) 幼小中PTAとの懇談会
 - 2) 老人クラブ連合会との懇談会
 - 3) 女性の会との懇談会
4. 市民アンケート(環境基本計画アンケートを兼ねる。)
 - 市民から抽出 4,000名(約10%)
 - 施策満足度と重要度調査
5. 団体企業ヒアリング
6. 小学生絵画コンクール
7. 中学生アイデア募集

(4) 策定スケジュール

次ページに示すとおりとします。

(3) 策定スケジュール(案)

		平成 18 年												平成 19 年					
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	
市民参画	審議会(本会議)		諮問 委員委嘱 策定方針					構想案 (中間答申)			計画案 (中間答申)	全体検討 調整	全体検討 調整	最終案 答申					
	審議会(部会)		委嘱 活動方針 自己紹介 基調講演	学習会 人口減少とまち づくり等 構想検討	学習会 問題解決の 考え方など 構想検討	構想検討 政策分会	構想検討 政策分会	構想検討 とりまとめ	計画検討 構想調整	計画検討 構想調整									
	その他			フォーラム 各種団体ヒアリング	一般市民アンケート						フォーラム	パブリック コメント							
庁内組織	策定委員会 (部長会)		基調講演 策定方針 スケジュール	職員研修 人口減少と まちづくり 新しい公と 役割分担				構想案		計画案			最終案						
	策定幹事会 (幹事課長会)																		
	プロジェクトチーム (グループリーダー等)																		
	その他	策定日より、意見箱(電子掲示板)等による意見交流																	
事務局	基本構想	基礎調査、会議運営、会議の成果を踏まえ構想充実																	計画書 概要版印刷
	基本計画																		
	国土利用計画	第1章 米原市の土地利用に関する基本構想																	
議会	基本構想 (基本計画)										議会説明	議会要望							上程 総計議決 変更議決
(国・県)	(建設計画改訂)																		計画変更 知事協議 知事の通知 総務大臣へ報告 知事へ報告